

伊予市病児・病後児保育事業受入れ基準（R6.3～）

1の表「新型コロナウイルス感染症の確認」で(1)～(4)に該当する場合は利用できません。

ご不明な点がありましたら、必ず事前にお問い合わせください。

1 新型コロナウイルス感染症の確認

番号	お子さまの状況	利用の可否
(1)	本人に症状があつて、PCR検査を受けることになった場合	利用できません
(2)	本人又は同居家族が陽性者となった場合（みなし陽性も含む）	
(3)	本人が通っている学校・園が学級（クラス）閉鎖している場合	
(4)	発熱、咳等の症状があり、医師から病名の診断を受けていない場合（コロナ疑い）	

2 新型コロナウイルス感染症以外の病状の確認

番号	病名・症状	利用の可否	備考	
1	感冒・感冒様症候群	可		
2	咽頭炎			
3	扁桃腺炎			
4	気管支炎			
5	喘息・喘息性気管支炎			
6	小児嘔吐下痢症			
7	自家中毒症			
8	中耳炎・外耳炎			
9	結膜炎（流角結を含む）			
10	膿痂疹			
11	突発性発疹症			
12	手足口病			
13	ヘルパンギーナ			
14	流行性耳下腺炎			
15	百日咳			
16	アデノウイルス			
17	溶連菌感染症			
18	RSウイルス感染症			
19	ヒトメタニューモウイルス感染症			
20	風疹			
21	ムンプス（おたふくかぜ）			
22	インフルエンザA型			薬を服用後2日ほど経過し、症状が落ち着いていること （インフルエンザ脳炎・薬の副作用を考慮）
23	インフルエンザB型			
24	その他	条件付きで可 （病名の診断が出ていること）	＜病名不明の時＞は受入れを行わない 各検体検査で診断を得られていれば、受入れ可能	